

## 平成28年度入学料免除及び授業料免除について

### 【東日本大震災（原発事故含む）及び激甚災害において被災された方対象】

入学料・授業料の免除・徴収猶予手続については、「入学手続の手引」5p～8pに掲載されておりますが、下記のとおり東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故並びに平成23年度以降において豪雨の災害等の激甚災害で被災された方を対象とした入学料及び授業料の免除を実施しますのでお知らせいたします。

申請時期と申請書類は、一般枠と同じですが、申請書類提出時に必ず、罹災状況を「免除願」の「申請理由欄」に明記のうえ、罹災を証明する書類（コピー可）を添付してください。

認定された方は、「災害特別枠」により予算の範囲内で入学料・授業料の全部または一部を免除します。

※申請書類の請求については、「入学手続の手引」5p～8pをご参照ください。

## 記

### 【入学料免除】 （授業料免除については裏面を参照してください。）

#### （対象者）

次のいずれかに該当すると認められた平成28年度入学者については、「災害特別枠」により予算の範囲内で入学料の全部または一部を免除します。

- (1) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者の家屋が全壊・大規模半壊・半壊の罹災と認定された方
- (2) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた者

#### （提出書類）

- ① 「平成28年度入学料免除申請要領」参照（入学料免除希望者に後日郵送）
- ② 罹災関連の証明書（コピー可）

入学料免除対象の（1）に該当する場合：罹災証明書

入学料免除対象の（2）に該当する場合：死亡又は行方不明を確認できる書類

入学料免除対象の（3）に該当する場合：避難している（いた）ことが確認できる書類（自己申立書でも可能）

※＜注意＞申請する場合は、入学料の振込みは行わないでください。

#### （提出期間）

「平成28年度入学料免除申請要領」を参照し、それぞれの入学手続日別、申請受付期間に提出願います。

#### （提出方法）

申請書類の提出は郵送とし、必ず簡易書留にてお願いいたします。

## 【授業料免除】

### (対象者)

次のいずれかに該当すると認められた平成28年度入学者については、今回の申請により、平成28年度前期分と後期分の授業料の全部または一部を「災害特別枠」により予算の範囲内で免除します。

- (1) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者の家屋が全壊・大規模半壊・半壊の罹災と認定された方
- (2) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた者

### (提出書類)

- ① 「平成28年度前期分授業料免除申請要領」参照 (授業料免除希望者に後日郵送)
- ② 罹災関連の証明書 (コピー可)

授業料免除対象の(1)に該当する場合：罹災証明書

授業料免除対象の(2)に該当する場合：死亡又は行方不明を確認できる書類

授業料免除対象の(3)に該当する場合：避難している(いた)ことが確認できる書類(自己申立書でも可能)

### (提出期間)

平成28年4月8日(金)～4月14日(木)(土・日を除く)締め切り厳守のこと。

詳細は、「平成28年度前期分授業料免除申請要領」を参照してください。

### (提出方法)

授業料免除は郵送による申請は受け付けません。申請要領で指定する場所と時間帯にて申請してください。

詳細は、「平成28年度前期分授業料免除申請要領」を参照してください。



(問い合わせ先)

福島大学学生課免除担当

TEL 024-548-8060